

Weekly Report

第223号

平成25年 7月16日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

税法と健康保険で異なる扶養者の要件

◆被扶養者を再確認

主に中小企業が加入している協会けんぽから、健康保険の被扶養者について条件を満たしているかを再確認するため、対象者がいる事業所には被扶養者状況リスト等が送られており、今月末が提出期限となります。

事業主は被保険者に対して、文書または口頭により、被扶養者要件を満たしているかを確認します。税法上の控除対象配偶者または扶養親族になっている場合は確認を省略できますが、税法上と健康保険上の扶養要件が同じというわけではありません。

◆税法上と健康保険上における扶養要件

税法上の扶養親族は、* 生計を一にしている6親等内の血族及び3親等内の姻族(勤務や療養等の都合上、別居している場合なども対象)、* 年収103万円以下(給与収入のみの場合)などが主な要件となります。

一方、健康保険は、* 主として被保険者に生計を維持されている3親等内の親族(父母、祖父母などの直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹は、同居していない場

合も対象)、* 年収130万円未満(60歳以上または障害者の場合は180万円未満)で、かつ被保険者の年収の1/2未満(別居の場合は仕送り額未満)であることなどです。

また、遺族年金や障害者年金、失業等給付、傷病手当金、出産手当金などは税法上、非課税所得ですが、健康保険上では収入に含まれます。

なお、収入について、税法上は1月~12月までの1年間ですが、健康保険上では過去における収入ではなく、今後(被扶養者に該当及び認定された日以降)の年間の見込み収入により判定します。

公布された「小規模企業活性化法」とは

小規模企業に焦点を当てた施策を再構築し、活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義を規定するとともに、主に以下の措置が講じられます。

◎小規模企業者の範囲の変更を政令で柔軟に行える(信用保険法や小規模企業共済法など)。

◎信用保証の対象に電子記録債権を活用した資金の調達(電子記録債権の割引等)を追加。

◎ITを活用し、施策情報、専門家やパートナーの紹介等を行う者を認定情報提供機関として認定。

◎下請企業が連携して行う新事業活動を国が認定して支援する「特定下請連携事業計画」を創設。

事業所でも熱中症・夏バテ対策を!

熱中症が多発していますので、熱中症を正しく理解し、対策を心掛けてください。

特に、屋外での工事や外回りの営業マン、工場での業務に携わる従業員に対しては、朝礼などで熱中症の症状や危険性、水分と塩分の補給、十分な睡眠と休養の必要性を訴えると同時に、上司は健康状態を注意深く見守る必要があります。

めまいや筋肉痛、大量の発汗、さらには頭痛や吐き気などの症状が現れた場合は、すぐに涼しい場所へ避難させ、体を冷やすことが重要です。